

広報

ひこね

2018
(平成30年)

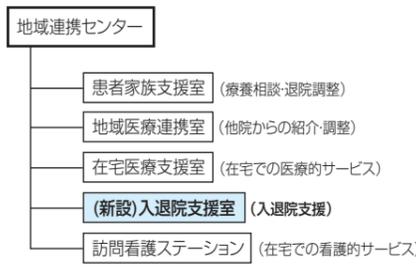
4/1



※特集「平成30年度予算」は、4月15日号に掲載します

4月から市立病院の組織が一部変わります

▼入退院支援室の新設
患者さんの入院時から退院後の在宅や施設での療養がよりスムーズに行えるよう、退院を見据えた支援を行うため、地域連携センター内に入退院支援室を新設します(左図の通り)。



▼診療科の再編

診療科名を具体的に表し、患者さんがより適切に専門的な医療を受けられるよう、循環器科を循環器内科に名称変更するとともに、呼吸器科を呼吸器内科と呼吸器外科に分けます。

問い合わせ先 市立病院職員課 ☎22・6050番(内線3502番)、FAX26・0754番

「医療費のお知らせ」と「ジェネリック医薬品差額通知」を送付します

国民健康保険および後期高齢者医療の加入者に、「医療費のお知らせ」を送付しています。皆さんが負担している保険料などを、医療費として有効に活用するために、適切な受診を心がけていただくよう、今年度も引き続き実施します。

この通知は、同じ月に医療機関で受診した人の医療費を、国民健康保険の加入者には世帯ごとに年6回、後期高齢者医療の加入者には加入者ごとに年3回、お知らせしているものです。
※「医療費のお知らせ」は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することができますので、大切に保管してください。
後期高齢者医療の加入者へお届けする月を、次のとおり変更します。
1回目 8月→9月
2回目 11月→翌年2月
3回目 翌年3月(変更なし)
ジェネリック医薬品差額通知 加入者のうち、調剤薬局から薬を処方されている人で、

産婦人科の木曜日診療が完全予約制になります

4月から産婦人科の外来診療は、木曜日を完全予約制とします。これに伴い、これまで完全予約制としていた水曜日の外来診療は、通常診療となります。

問い合わせ先 市立病院産婦人科外来受付(6フロック) ☎22・6050番(内線2602番)

子ども医療費助成の通院(外来)対象年齢を拡大しました

通院(外来)医療費助成の対象年齢は、これまで小学校就学前まででしたが、4月診療分より小学3年生(9歳に達した日以後の最初の3月31日)までに拡大しました。

副市長に 山田 静男さん



任期は、2018年4月1日から2022年3月31日までの4年間です。

指定袋に入っていない燃やすごみの回収を終了します

この助成を受けるためには、福祉医療費受給券(子ども医療)の交付を受けることが必要です。交付申請書を提出した人へは、4月1日(日)より有効の福祉医療費受給券(子ども医療)をお送りしています。まだ交付申請書を提出していない人は、申請をお願いいたします。詳しくはお問い合わせください。

昨年から、リサイクルできる古紙および草・剪定枝を「燃やすごみ」として出す場合は、指定専用袋に入れていただくようお願いしてきました。市民の皆さんのご理解によって、袋に入っていない古紙や剪定枝が出されることが減少しており、袋利用に共感するご意見も多いため、3月末をもって指定袋に入っていない古紙や剪定枝の回収を終了します。
指定専用袋に入れることで・・・
▶「地域で実施される資源回収」か「燃やすごみ」かが明確になり、誤って地域で実施される資源回収が燃やすごみとして回収されることを防ぎます。
▶枝木などが袋に入る大きさに統一されることで、収集車や焼却炉などの設備の故障を防ぎます。
※平成28年7月から新たに40Lタイプの指定袋を追加し、従来より大きいものが入るようになりました。
問い合わせ先 清掃センター ☎22-2734、FAX24-7787

2018・2019年度の後期高齢者医療の保険料

高齢者を取り巻く環境が厳しさを増していることを考慮し、保険料負担の急増を緩和するとともに、経済の動向などを踏まえ、4月1日(日)から

4月からの保険料率

区分	保険料率	
	現行 (2016、2017年度)	改定後 (2018、2019年度)
被保険者均等割額	45,242円	43,727円
所得割率(※)	8.94%	8.26%
年間保険料の上限額	57万円	62万円

※「所得割額」の計算方法: 総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

保険料率を左表のとおり改定します。
※保険料が軽減される場合に下表のとおり変更点があります。

保険料の軽減割合

変更になる保険料	現行	4月から
健康保険などの被扶養者だった人の均等割	7割	5割
所得が低い人(※)の所得割	2割	軽減なし

※総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額が58万円以下の人

詳細は滋賀県後期高齢者医療広域連合のホームページ(<http://www.shigakouiki.jp/index.html>)をご覧ください。

申請・問い合わせ先 両保険料課 ☎30・6145番、FAX22・1398番、滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077・5222・3013番、FAX077・5222・3023番



屋根補修 (雨漏れ補修) 漆喰塗り直し 屋根・外壁塗装

総合住宅リフォーム ローンOK! 月々5,000円~

住まいのことなら何でもおまかせ!!

(株)三共 [本社] 彦根市和田町41-11

☎0120-272-852

相続税・贈与税無料相談会 4月19日(木) 午後から開催

ご予約は随時電話受付中 お待ちしております (初めてのご利用の方に限り1時間まで無料とさせていただきます)

TKC全国会 大辻税理士法人

担当税理士 大辻 正樹・田井 尊之

【彦根事務所】彦根市平田町410-6

TEL 0749-23-6432 (直通)

E-mail info@ootuji.com

http://www.ootuji.com/



申請・問い合わせ先 両保険料課 ☎30・6136番、FAX22・1398番

わかるもの、印鑑、振込先口座の通帳、助成対象者の健康保険証(小学4年生から中学3年生までの入院費の助成のみ)、高額療養費・附加給付などの支払決定通知書(該当する人のみ)



彦根市 オリジナル原付ナンバー を作成します

原付バイクとミニカーのナンバープレート2種類 (10月頃交付開始予定)

<ひこにゃんナンバー>



彦根市のキャラクター「ひこにゃん」がデザインされたプレートです。下記のデザインから好きなプレートを選んで投票してください。

<オリジナルナンバー>

Now Making
現在作成中

彦根市に愛着を持っていただけるようなデザインのプレートです(ひこにゃんはデザインされていません)。

ひこにゃんがデザインされたプレートの投票を行います
投票数の多かったデザイン1つをひこにゃんナンバーとして作成します

投票期間 4月6日(金)～同20日(金)
投票場所 市税務課(彦根駅西口仮庁舎3階)、支所、各出張所、市立図書館、滋賀大学、滋賀県立大学、聖泉大学、ビバシティ彦根(1階センターモール)
投票方法 各投票所に設置している投票用紙に、好きなデザインを2つ選ぶなど必要事項を記入し、投票箱に投函してください。彦根市ホームページからも投票できます。*投票は1人1回のみ

ひこにゃんナンバーデザイン候補はこの6つ!



* 排気量と車種により下地の色が変わります(50cc以下:白色、50cc超90ccまで:薄黄色、90cc超125ccまで:薄桃色、ミニカー:薄青色)。デザインの詳細は、市内設置のポスターまたは彦根市ホームページをご覧ください。



申込・問い合わせ先 市税務課市民税係
☎ 30-6140、FAX22-1398

▲ホームページへはこちらからアクセスできます



彦根市の投票やおひこにゃん

「住もつよーひこね」リフォーム事業 市内業者で施工する リフォームの経費を一部助成します

市内に本社がある法人または、市内に住所がある個人の施工業者を利用して、住宅の改修などを行う場合に、その経費の一部を助成します。

この制度は、地域経済の活性化、居住環境の向上、定住人口の増加を図ることを目的としています。

対象工事 次の①～③を全て満たしている工事

- ①「増築、改築、修繕などの工事」「下水道工事」「外構工事」「防犯対策工事」「省エネ対策工事」のいずれかの工事(新築工事および新築工事と併せて行う工事は対象になりません)
- ②平成30年度中の工事(4月1日以降に着工し、平成31年3月31日までに完了する工事)
- ③助成対象工事の経費が20万円以上(消費税を含む)の工事

*対象となる工事について、本事業と併せて、他の補助(国・県や彦根市)を受ける場合、その補助金額は、助

対象住宅 市内の住宅。ただし、マンションなどの集合住宅は自己所有部分のみが、店舗などの併用住宅は居住部分のみが対象です。事務所や店舗、賃貸アパートなどは対象外です。

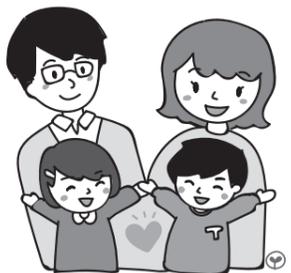
申請要件 次の①～④を全て満たすこと



成対象経費から外します。事前にご相談ください。
*詳しくは本事業の「手引き」をご覧ください。「手引き」は、困地域経済振興課(彦根駅西口仮庁舎3階)、支所、各出張所で配布するほか、彦根市ホームページに掲載しています。

- ①申請者は、市内の住宅に居住し、その場所に住民登録をしている
 - ②申請する住宅(外構工事の場合は、その住宅の敷地を含む)は、申請者またはその2親等内の親族が所有している
 - ③申請者は、申請時に市税の滞納がない
 - ④申請する住宅(その住宅の敷地を含む)の固定資産税に滞納がない
- ▼助成を受けられるのは、同一の住宅、同一の敷地内および同一人に対して1回限りです。
- ▼平成28年度、同29年度に「住もつよーひこね」リフォーム事業を利用した人は、申し込みできません。
- ▼対象となる住宅および土地が共有名義でも、複数人による申し込みはできません。
- ▼個人の施工業者が自らの住宅の改修などを行う場合は対象になりません。

- 助成額**
- ①助成対象工事経費の10%で、最高10万円(千円未満は切り捨て)
 - ②次のいずれかの世帯に該当する場合は、助成工事経費の15%で、最高15万円(千円未満は切り捨て)
- 移住** 平成29年4月1日から交付申請日までに彦根市外から彦根市に転入している
- 新婚** 平成29年4月1日以後に婚姻の届出をし、同居して婚姻を継続している
- 子育て** 中学生以下の人が同居している
- 三世帯同居** 親・子・孫などの三世帯以上が同一の敷地内に居住している
- *各世帯とも交付申請日に世帯全員が住民登録し、同居していることが必要です。



申込方法 「第1回事前申し込み」 困地域経済振興課、支所、各出張所にある「事前申込書」に必要事項を書いて、困地域経済振興課に提出してください。申込書は彦根市ホームページからダウンロードすることもできます。

申込者が多数の場合は、予算の範囲内で抽選を行います。

受付期間(第1回事前申し込み) 4月2日(月)～5月31日(木)
*土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

*「第2回事前申し込み」は、9月3日(月)から予定しています。詳しくは、広報ひこね9月1日号に掲載します。

留意事項 事前申し込みをする人は、当選に備え、工事前に、本事業の「手引き」をご確認の上、必要書類を準備してください。必要書類が不足する場合は、申請を受け付けることができません。特に、工事前に工事箇所の詳細な写真を撮影しておいてください。

問い合わせ先 困地域経済振興課 ☎ 30-6119番、FAX 24-9676番



安心して就学するための 就学援助制度

経済的な理由で、子どもの就学に必要な経費を負担することが困難な保護者に、学用品費、学校給食費などの一部を援助します。

対象 彦根市に住民登録があり、小・中学校に在学する子どもがいる人で、次のいずれかに該当する人
▼市民税が非課税または減免を受けている人

▼児童扶養手当（児童手当ではありません）を受けている人
▼生活保護が停止または廃止になった人

▼両教育委員会が就学援助費の受給が必要と認める人
給付内容 学用品費、学校給食費、修学旅行費など

手続方法 各小・中学校または両教育委員会（市民会館2階）にある所定の申請書に必要事項を書いて、子どもが在学している学校に提出してください。
※平成30年1月1日現在の住所が他市町村の場合は、所得を証明する書類（平成30年度課税証明書などで前年の所得が記載されているもの）の添付が必要です。

心身障害者の社会参加のために タクシー運賃・自動車燃料費を助成します

障害がある人の積極的な社会参加を促進するため、タクシー運賃または自動車燃料費のいずれかの助成券を交付します（どちらか一つを選択）。交付を受けるためには申請が必要です。

タクシー運賃の助成額
年額1万2千円（5000円×24枚）

自動車燃料費の助成額
前期分（4月～9月分）3千円（3000円×10枚）
後期分（10月～3月分）3千円（3000円×10枚）

対象 次の①～③のいずれかに該当し、障害者支援施設、児童福祉施設、老人福祉施設、介護保険施設に入所していない人で、市民税所得割額（平成29年度課税）が16万円未満の人

- ①身体障害者手帳1級または2級が交付されている人で、次のいずれかの障害のある人
- ▼肢体障害のうち下肢障害、体幹機能障害または移動機能障害
- ▼視覚障害
- ▼内部障害（免疫機能障害を



※申請は、年度途中でも受け付けますが、援助は認定日以降の月額になります。

※申請日（学校に申請書を提出した日）がその月の16日から月の末日までの間にあったときは、翌月分からの給付になります。

問い合わせ先 両教育委員会 学校教育課 ☎24・7973番、FAX23・9190番

発達支援センターが新しく誕生します

4月から子ども療育センターと発達支援室が一緒にになり、新しく「発達支援センター」としてオープンします。発達支援センターは、発達に不安のある人が安心して暮らしていけるよう、次のことを行う機関です。

▼発達障がいについての相談 発達の全般的なことや発達障がいの相談に応じます。

▼ことばの相談 小学校入学前の人で、発音など言葉について心配をしている人や家族の相談に応じます。

▼療育教室（あすなる教室） 発達に心配のある小学校入学前の子と家族が通い、遊びなどを通して発達を促し、子育てを応援します。

遊びなどを通して発達を促し、子育てを応援します。

▼親子療育教室つぼみ 発達に心配のある入園前の子どもと家族が通い、親子遊びなどを通して子育てを応援します。

▼相談支援事業「めばえ」 児童福祉法に規定される児童発達支援事業による療育支援を受けるためのサービスなど利用計画を立てたり、相談に応じます。

▼発達障がいに関する啓発や研修会の開催 発達障がい啓発週間（4月2日～同8日）をはじめとする啓発や、市民向け研修会の開催などを行います。

発達障がいのこと

「発達障がい」とは、生まれもった発達上の個性（特性）があることで、日常生活に困難をきたしている状態をいいます。

発達障がいの原因は、まだはっきりしていませんが、脳の機能の偏りによるものと考えられており、育て方や本人の努力不足などによるものではありません。また、子どもだけの障がいではありません。その特性の現れ方には個人差があり、その人の現状に合わ

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当制度のお知らせ

「特別児童扶養手当」は、対象者に年3回（4月、8月、12月）に分けて、各支給月の前月までの4か月分を支給するもので、児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

「特別障害者手当」「障害児福祉手当」は、対象者に年4回（2月、5月、8月、11月）に

	3月分まで(月額)	4月分から(月額)
特別児童扶養手当	1級(重度障害)51,450円	1級(重度障害)51,700円
	2級(中度障害)34,270円	2級(中度障害)34,430円
特別障害者手当	26,810円	26,940円
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
福祉手当(経過措置)	14,580円	14,650円

せた支援を考えると大切ですが、

問い合わせ先 両発達支援センター（平田町597-1旧子ども療育センター） ☎47・3445番、FAX24・7886番



発達障がいの特性

自閉スペクトラム症 (ASD)

- ▶言葉や視線・表情・ジェスチャーなどによる相互的なやりとりや友人関係の構築が苦手
- ▶こだわりが強い、興味の対象に限られている、特定の感覚に過敏または鈍感 など

知的能力障がい

知的な遅れを伴うこともある

学習症 (LD)

- ▶「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手
- ▶話ができるのに文章が読めない
- ▶文字は読めても正しく書けない
- ▶計算が苦手 など

注意欠如・多動症 (ADHD)

- ▶不注意（集中することが苦手、忘れ物やケアレスミスが多い）
- ▶衝動性（待つことや我慢することが苦手）
- ▶多動性（落ち着きがなくじっとしていられない） など



分けて、各支給月の前3か月分を支給するもので、負担の軽減を図ることを目的としています。

各手当額 法律の規定に基づき、支給額が改定されます（上表のとおり）。

対象 **特別児童扶養手当** 20歳未満の在宅の心身障害（身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A1～B1に該当する程度）のある児童の父母または養育者（施設入所すると対象外になります）

特別障害者手当 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、常時特別な介護を必要とする人（寝たきりの人や、知的・精神の障害などのため介助なしで日常生活の動作がほとんどできない人など。施設入所したり、3か月以上入院したりする場合は対象外。介護サービスの利用や手帳の有無は関係ありません）

障害児福祉手当 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする人（施設入所する場合は対象外。手帳の有無は関係ありません）

※障害者手帳の等級変更など、障害の状況に変化があった場合は、支給対象に該当するかどうか確認をしてください。

申請方法 所定の診断書または手帳と請求書類を障害福祉課に提出してください。必要な書類は障害福祉課にあります。審査の結果、受給できないこともあります。できるだけ事前に相談してください。

所得制限 **特別児童扶養手当** 障害児の父母（養育者）や、生計を同一にしている扶養義務者のそれぞれの所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

特別障害者手当、障害児福祉手当 本人、配偶者、扶養義務者の所得が、いずれも定められた限度額の範囲内であることが必要です。

※毎年8月に、所得状況などを支給要件の調査を行います。

申請・問い合わせ先 障害福祉課 ☎27・9981番 FAX26・1767番



スポーツ用具の貸出、体育施設の使用のお知らせ

ニュースポーツ・体力測定用具の貸出方法などの変更

これまで、ニュースポーツ・体力測定用具の貸出は、囲市民体育センターで行っていましたが、同センターの閉館に伴い、4月2日(月)より借用申込先などを変更します。

- <4月2日(月)から同30日(月・振)まで>**
借用申込先 囲教育委員会保健体育課(尾末町1-38)
(土・日曜日、祝日は、休業日)
 - <5月1日(火)以降(※1)>**
借用申込先 (一社)彦根市スポーツ協会(稲部町607-1 稲枝商工会館内)(日曜日、祝日は、休業日)
- ※貸出場所は、申込時に説明します。

それぞれ詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。また、彦根市ホームページでは、市内および近隣の体育施設などの情報も掲載しており、随時更新していきます。

稲枝地区体育館と市立稲枝中学校運動場照明設備の使用受付方法などの変更

稲枝地区体育館と市立稲枝中学校運動場照明設備の使用申請受付は、稲枝地区公民館(本庄町60)で行っていますが、5月1日(火)より申請先を変更します(※2)。

申請先 (一社)彦根市スポーツ協会(稲部町607-1 稲枝商工会館内)(日曜日、祝日は、休業日)

市立小・中学校の体育施設の使用ルールの一部変更

市立小・中学校体育館をより多くの人に使用していただけるように、一部の日程については囲教育委員会保健体育課で受付しています。また、4月1日(日)より、市立小・中学校体育施設の開放時間(土・日曜日、祝日)を8:30~21:30に拡大しました。使用可能日程や申込方法など、詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

申込・問い合わせ先 囲教育委員会保健体育課 ☎ 24-7975、FAX23-9190
(※1、2は(一社)彦根市スポーツ協会 ☎ 30-9674)

平成30年度は固定資産税の評価替えの年です

土地と家屋の固定資産税額のもとになる評価額は、3年ごとに見直し(評価替え)を行うように定められています。

4月2日(月)から、縦覧・閲覧を開始する新年度の評価額は、次のような見直しをしたものです。納税通知書は5月に発送します。

土地の評価替え

土地の価格は、宅地・田・畑・山林などの種類別に、定められた評価方法で計算します。

宅地の評価
市内を土地の利用状況の似た区域にグループ分けし、「地価公示価格」「鑑定価格」をもとにその区域内の標準的な宅地の価格を求め、その価格の7割をめぐに、評価額を算出します。

宅地の価格は、宅地が接する「街路の状況」「土地の形状」に応じて計算します。前回評価替えからの3年間の異動を現地調査や航空写真などにより把握し見直しました。

そのため、場所によっては評価額が下落したり、上昇したりする場合があります。

家屋の評価替え

家屋の評価額は、「再建築費(※1)」と「経年減点補正率(※2)」をかけて計算します。

評価替えでは、過去3年間の建築物価の「変動率」をかけた、「再建築費」を計算し直します。今回の変動率は、平成25年7月と同28年7月の工事原価を比較して定められ、下表のとおり上昇しています。そのため評価額の減少が小さい、あるいは前年度と同じ評価額になっている場合もあります。前年度より評価額が上がることはありません。

建築物価の変動率

評価替え年度(工事原価の時点)	木造	非木造
平成30年度(平成28年7月)	1.05	1.06

骨造住宅では30年かけて下限に達します。

問い合わせ先 囲税務課
産税係 ☎ 30-6138番、FAX22-1398番

4月1日から運用開始 違反対象物公表制度

囲消防本部では、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていない重大な消防法令違反のある建物を、ホームページ上でお知らせする「違反対象物公表制度」を4月1日から運用開始します。

※詳しくは彦根市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 囲消防本部予防課 ☎ 22-0332、FAX22-9427

運営事業者が変わります 彦根市権利擁護サポートセンター

4月1日から3年間、センターの運営は、(社)彦根市社会福祉協議会に委託されることとなりました。運営事業者の変更に伴い、電話番号などが変わりました。

名称 彦根市権利擁護サポートセンター
場所 囲福祉センター別館2階(平田町670)
☎ 22-2855番
FAX 22-2856番

彦根市権利擁護サポートセンターとは
成年後見の利用など、権利擁護に関する専門相談機関です。最寄りの相談機関である地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、市の関係課を専門的にサポートしているほか、市民の皆さんからの相談にも対応しています。

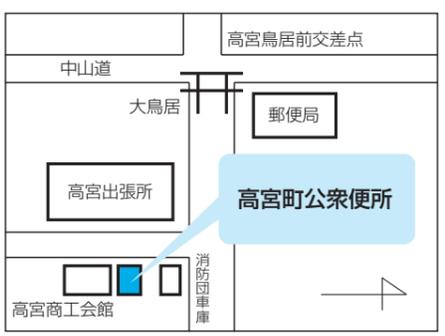
問い合わせ先 囲介護福祉課 ☎ 23-9660番、FAX 26-1768番、囲障害福祉課 ☎ 27-9981番、FAX 26-1767番

高宮町公衆便所を新設しました

中山道宿場街として多くの観光客が訪れる高宮宿の大鳥居近くに、公衆便所ができました。

名称 高宮町公衆便所
使用開始日 4月1日(日)
使用時間 常時開設

場所 高宮出張所付近(東向かい)



問い合わせ先 囲生活環境課 ☎ 30-6116番、FAX 27-0395番

春の全国交通安全運動 4月6日(金)~同15日(日)

守ろう!交通ルール。広げよう思いやりの輪。

新生活が始まる季節です。楽しい生活を過ごすために、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って、交通事故にあわないよう注意しましょう。

4月10日(火)は「交通事故死ゼロを目指す日」です。

問い合わせ先 囲交通対策課 ☎ 30-6134、FAX24-5211



わいわいひろば

子育て中の皆さん、地域の公民館などで開催している「わいわいひろば」に参加して、遊びながらいろいろお話しませんか。

乳幼児とその親や祖父母が集まり、自由に遊び、話をする中で、友達ができたり、子育て情報やアドバイスがもらえたりします。

開催日など 下表のとおり 5月～平成31年2月に毎月1回開催(高宮地域文化センター、南老人福祉センター

は4月～平成31年3月に開催)。
※開催日は祝日などのため変更される場合があります。
詳しくはお問い合わせください。

時間 10:00～11:30

申込 不要

費用 無料

問い合わせ先 園子ども・若者課 ☎49-2251、FAX26-1768



会場	開催日
旭森地区公民館(正法寺町)	毎月第3木曜日(8、11、1月は第4木曜日)
西地区公民館(本町一丁目)	// 第3木曜日(8月は第2木曜日)
中地区公民館(大藪町)	// 第2水曜日(1月は第4水曜日)
河瀬地区公民館(森堂町)	// 第2火曜日(8月は第3火曜日)
高宮地域文化センター(高宮町)	// 第3木曜日(8月、3月は第1木曜日)
鳥居本地区公民館(鳥居本町)	// 第4金曜日 (8月、11月は第5金曜日、12月は第3金曜日)
南老人福祉センター(田原町)	// 第4金曜日(11月、12月は第2金曜日)

子どもセンター からのお知らせ

赤ちゃんひろば

内容 赤ちゃんを遊ばせながら、保護者同士が交流できるひろばです。開催時間中は自由に参加できます。

日時 4月19日(木) 13:30～14:30

対象 2～8か月児とその保護者

費用 無料

子ども教室

春だ！自分で作ったスライムで遊ぼう！

内容 洗濯のりを使って、簡単にスライムが作れます。手作りおもちゃで楽しく遊びましょう。

日時 4月21日(土) 13:30～15:00

対象 小・中学生(小学生は保護者同伴) **定員** 20人(先着順) **費用** 300円

持ち物 空きペットボトルかナイロン袋(作ったスライムを持ち帰る場合)

申込期間 4月7日(土)～同18日(木) ※電話か直接窓口で申し込んでください。

▶ 楽しくスライムを作ります(昨年の様子)



申し込みや詳しい内容などは、子どもセンターまでお問い合わせください。
申込・問い合わせ先 園子どもセンター ☎28-3645、FAX28-3646

意見公募手続制度結果



彦根市福祉センター群 適正管理計画(素案)	
意見の件数	0件
問い合わせ先	園社会福祉課社会係 ☎23-9590、FAX26-1768

彦根市子ども関連施設 適正管理計画(素案)	
意見の件数	0件
問い合わせ先	園子ども・若者課 ☎49-2251、FAX26-1768

彦根市集会施設 適正管理計画(素案)	
意見の件数	0件
問い合わせ先	園教育委員会生涯学習課 ☎24-7974、FAX23-9190

彦根市歴史的風致維持向上計画(素案)	
意見の件数	2件(1人)
案の修正を行うもの	1件
案の修正を行わないもの	1件
すでに案に記載済みのもの	0件
その他	0件
問い合わせ先	園都市計画課景観・まちなみ保全室 ☎30-6124、FAX24-8517

彦根市立地適正化計画(素案)	
意見の件数	1件
案の修正を行うもの	0件
案の修正を行わないもの	1件
すでに案に記載済みのもの	0件
その他	0件
問い合わせ先	園都市計画課計画・開発調整係 ☎30-6124、FAX24-8517

第7期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)	
意見の件数	21件(2人)
案の修正を行うもの	12件
案の修正を行わないもの	7件
すでに案に記載済みのもの	0件
その他	2件
問い合わせ先	園介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768

ひこね障害者まちづくりプラン (第4期彦根市障害者計画、第5期彦根市障害福祉計画、第1期彦根市障害児福祉計画)(素案)	
意見の件数	0件
問い合わせ先	園障害福祉課 ☎27-9981、FAX26-1767

低炭素社会推進トピックス

COOL CHOICE(クールチョイス)とは



■なぜ低炭素社会を目指す必要があるの？

低炭素社会とは二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。

大気中の二酸化炭素が増えると、地球が宇宙に放出するはずの熱が大気中に封じ込められ、温暖化が進みます。温暖化対策を行わなかった場合、21世紀末には、平均海面水位が最大82cm上昇する可能性が高いとされています。その他にも、洪水や干ばつ、農作物などへの影響があると考えられています。

■COOL CHOICEとは

COOL CHOICEは、「賢い選択」という意味です。

2030年に向けて、日本全体で温室効果ガスの排出量を2013年度比で26%削減するという目標を達成するため、省エネや二酸化炭素の排出量が少ない製品やサービス、行動など、温暖化防

止に効果があり、快適な暮らしにつながる「賢い選択」をしていく取り組みです。

■COOL CHOICEの取り組み例

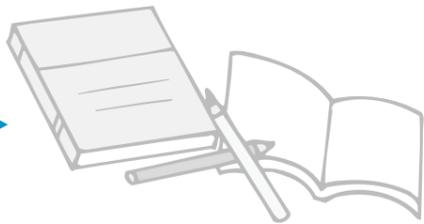
- ▶ 夏場にクールビズ(涼しい服装で仕事をする)を実践する
- ▶ ふんわりとアクセルを踏んで、エコドライブを実践する
- ▶ 旅行に行くときは電車を利用する など

どれも、ちょっとした心がけで簡単にできますが、意識しないとなかなかできないことです。二酸化炭素の排出を抑えるために、自身にあった方法でCOOL CHOICEを実践してみませんか。

問い合わせ先

園生活環境課 ☎30-6116、FAX27-0395

<文化財出前講座>



市教育委員会文化財課、歴史民俗資料室、彦根城世界遺産登録推進課の職員が、これまでの業務の中で調査・研究した成果を、市内各所に出向いてわかりやすく説明します。自治会や老人会の研修、学校での郷土学習などにご利用ください。

出前講座のテーマ例 下表のとおり
時間 1～2時間程度
費用 無料（資料費・材料費は実費負担です）
日時など ご相談に応じます。
申込期限 開催希望日の1か月前（講座の準備などのため）

彦根の歴史と文化

- 彦根のお城
- 彦根のまち・道
- 弥生・古墳時代の歴史と文化
- 遺跡から学ぶ地域の歴史
- 大名の庭園
- 地図と写真でふりかえる彦根の歴史

その他

- 勾玉づくり
- 旧井伊神社社殿
- 彦根の日本遺産（彦根城、玄宮楽々園、お浜御殿）

申込・問い合わせ先 市教育委員会文化財課、歴史民俗資料室 ☎26-5833、FAX26-5899

彦根城を世界遺産に

- 世界遺産登録のしくみを知る
- 彦根城の新しい魅力

申込・問い合わせ先 市教育委員会彦根城世界遺産登録推進課 ☎26-5834、FAX27-3554

<注意事項>

- ▶ テーマによって申込先や問い合わせ先が異なります。
- ▶ 講座へ出向く地域は市内に限ります。
- ▶ 講師謝礼は不要です。



第22回滋賀県ミシガン州友好親善使節団員
 <趣旨> 滋賀県の姉妹州であるアメリカ合衆国ミシガン州へ、県民からなる友好親善使節団を派遣します。ミシガン州内でのホームステイや生活体験、姉妹都市との交流などを通じて国際理解や友好親善を深めます。今回は、現地で「滋賀県とミシガン州の姉妹提携50周年事業」を予定しています。彦根市もアナーバー市との姉妹都市提携50周年を迎えます。<派遣期間> 9月5日(水)～同14日(金) ※うち3泊4日はホームステイ<派遣先> ミシガン州内の都市<対象> 県内に在住の18歳以上（4月1日現在・高校生を除く）の健康な人（1日3～5時間程度のバス移動に対応できること）で団体行動に協調でき、ホームステイや宿泊が一人できる人<定員> 県全体で40人（定員を超えた場合は抽選）<費用> 未定（25～30万円程度）<申込期間> 4月16日(月)～5月15日(火)<申込・問い合わせ先> 市人権政策課（彦根駅西口仮庁舎4階） ☎30-6113番、FAX24-8577番 ※市人権政策課にある申込書に必要事項を書いて、申し込んでください。



第68回「社会を明るくする運動」標語、作文
 <内容> 青少年の健全育成や非行防止、更生の支援など社会を明るくする運動にちなんだ標語と作文を募集します。<募集部門> ▼標語 はがきに1人2点以内 ▼作文 400字詰め原稿用紙5枚以内に縦書き。文頭に題名を書いてください。<対象> 市内に在住・在勤・在学の人 ※小・中学生は学校を通して募集しています（小学生の対象は5年生以上）。<応募期限> 5月9日(火)(必着) <注意事項> 作品の末尾に住所、氏名、電話番号を書いてください。応募作品は、自作・未発表のものに限ります。<申込・問い合わせ先> 市子ども・若者課 ☎26-1768番 ※郵送で申し込んでください（標語はハガキ、作文は封筒）。

太極拳 in 金亀公園

年齢に関係なく、初めての人も参加できます。
日時 4月14日～6月30日
 毎週土曜日（全12回）※雨天中止
 7:00～7:40
場所 金亀公園（金亀町）エントランス広場
費用 無料
申込 不要
講師 北川 はつ江さん
 （彦根市武術太極拳連盟所属講師）ほか
問い合わせ先
 高木・技研特別共同体 ☎21-3923



子育て家族の講座
英語であれあい遊び
 <内容> 英語講師と一緒に曲に合わせて歌ったりダンスしたりするなど、英語に触れて遊びます。<日時> 4月16日(月) 午前10時～正午 <場所> 市市民交流センター（里根町）集会室 <対象> 1～3歳の子どもの保護者 <定員> 10組（先着順）<費用> 200円 <申込開始日時> 4月2日(月) 午前9時 <申込・問い合わせ先> 市市民交流センター ☎FAX23-3500番 ※電話、FAXか直接窓口で申し込んでください。



ふれあい遊びの様子

男女共同参画センター「ウィズ」からのお知らせ

ウィズおやこ広場を開催します

内容 乳幼児用の滑り台・ジャングルジム・ブランコなどの遊具をそろえ「室内ゆうえんち」を開園します。広い会場で思いっきり体を動かして遊びましょう。
日時 4月14日(土)、5月12日(土)、6月9日(土)
 いずれも 10:00～11:30
対象 乳幼児と保護者 **費用** 無料
 ※事前申込は不要です。



ウィズおやこ広場の様子

「ウィズさんかく塾（男女共同参画セミナー）」受講生を募集します

内容 男女共同参画社会に関するさまざまな課題に気づくとともに、身近な地域や団体で、実践に結びつけるような知識や技術の習得をめざします（詳しくは下表のとおり）。
日時 4月21日(土)、5月14日(月)、6月2日(土)、同23日(土)、7月7日(土)（全5回） いずれも 10:00～12:00（5月14日(月)のみ 10:30～12:00）
対象 市内在住・在勤・在学の人
定員 30人（先着順）
費用 各回300円（第1回目は無料）
申込期間 4月2日(月)～同20日(金)
託児 1人300円（0歳～就学前、要予約）
 ※電話、FAXまたは直接窓口で申し込んでください。

申込・問い合わせ先
 市男女共同参画センター「ウィズ」（平田町670）
 ☎・FAX24-3529

ウィズさんかく塾 日程表

月日	内容
4月21日(土)	開講式、彦根市男女共同参画推進事業者表彰式、テーマ「男女共同参画ってなあに？」
5月14日(月)	まちに出よう！「彦根地方気象台でお天気博士になろう！」（訪問先：彦根地方気象台）
6月2日(土)	「私の不登校記」道は一つではない
6月23日(土)	公開講演会 東アジアの非婚化時代に生きる「おひとりさま」事情
7月7日(土)	テーマ「男女共同参画社会からみた 子ども狂言の世界」、閉講式



(一社)彦根市スポーツ協会主催 スポーツ教室受講者を募集します

健康増進、体力維持、心身のリフレッシュやスポーツの魅力を感じ、春からのスポーツ教室に参加してみませんか。

彦根市体育協会は、「(一社)彦根市スポーツ協会」へと組織を変更し、5月より、新たにスポーツ教室を開催します(下表のとおり)。

申込方法 (1)か(2)のいずれかの方法で申し込んでください。

(1) (一社)彦根市スポーツ協会事務局窓口(稲枝商工会館1階)
返信用はがき、または、はがき代62円をお持ちください(受付時間は9:00~17:00)。

(2)往復はがき
往復はがき往信の裏面に、①受講希望教室名(1~5、※1の場合はAまたはBを、3の場合は①~③を選択してください)②受講生氏名③年齢(生年月日)④郵便番号⑤住所⑥電話番号を、返信の表面に、①郵便番号②住所③氏名をそれぞれ書いて、(一社)彦根市スポーツ協会事務局に申し込んでください。

申込期間 (1)、(2)とも4月2日(月)~同20日(金)(消印有効)
※申込者多数の場合は、抽選のうえ、受講者を決定し通知します。
※いずれの教室も託児は行いません。

問い合わせ先 教室1~4:(一社)彦根市スポーツ協会事務局(〒521-1113 稲部町607-1) ☎30-9674、教室5:(一社)彦根市スポーツ協会事務局または彦根市セーリング協会事務局(前川さん) ☎22-7234



教室名	会場	期間・回数・時間	対象・定員	受講料
1 ヨガ	稲枝商工会館 (稲部町)	5月~7月 金曜日(全10回) A 14:00~15:00 B 15:30~16:30	16歳以上 A、Bそれぞれ25人	7,000円
2 太極舞&ヨガ		5月~7月 月曜日(全12回) 10:00~11:30	16歳以上 25人	9,500円
3 トランポボックス		5月~7月 水曜日(全12回) 19:00~20:00	①小学生以上 ②親子 ③16歳以上 ①②③あわせて25人	① 4,800円 ② 14,400円 ③ 9,600円
4 エアロボックス		5月~7月 水曜日(全12回) 10:00~11:30	16歳以上 25人	9,500円
5 セーリング	松原水泳場沖 (松原町)	5月~7月 日曜日(全10回) 13:30~16:00	小学生~大人 15人 (小・中学生:10人 高校生以上:5人)	8,000円 (入会金を含む)



ひこね元気計画21(第3次)策定のための委員

ひこね元気計画21(健康増進計画および食育推進計画)に関して、意見や提案をいただくための委員を募集します。
※専門委員会は、健康増進分野と食育推進分野があり、公募委員や行政、関係団体など10人程度で構成されます。
任期 8月~平成31年3月末
応募資格 4月1日現在18歳以上で市内在住・在勤・在学の人
募集人数 若干人
応募期限 5月2日(水)
応募方法 応募用紙に、①氏名②生年月日③電話番号④応募動機⑤希望する委員会(食育推進分野または健康増進分野)を記入し、両健康増進課の窓口に直接お持ちください。



ちいただくか、電話、FAX、メールで申し込んでください(応募用紙は両健康増進課にあります)。
その他 会議出席回数は3回程度(初回は8月予定)
※応募者多数の場合は選考を行います。
応募・問い合わせ先 両健康増進課(八坂町1900-4) ☎24-0816番、FAX24-5870番、☐kenko@ma.city.hikone-shiga.jp

ひこね市文化プラザとみずほ文化センターの指定管理者
内容ひこね市文化プラザとみずほ文化センターの管理運営を一括して行う指定管理者を募集します。〈公募要項などの配布期間・受付期間〉4月6日(金)~6月7日(水)〈指定期間〉2019年4月1日~2024年3月31日(5年)



▲みずほ文化センター



▲ひこね市文化プラザ

問 公募要項などの配布場所 両教育委員会文化振興室 ※彦根市ホームページからもダウンロードできます(公募要項の配布および彦根市ホームページへの掲載は、4月6日(金)からです)。
申込・問い合わせ先 両教育委員会文化振興室(野瀬町187-4) ひこね市文化プラザメッセホール棟1階 ☎23-7810番、FAX21-3080番

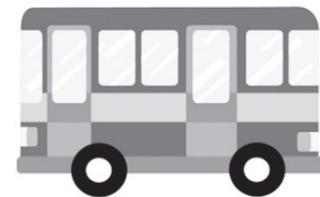
「夢畑」出店者

内容 家庭で不要になったものや、手作りの品を提供するフリーマーケットです。〈日時〉5月4日(金・祝) 午前10時~午後3時 〈場所〉荒神山公園(日夏町) 荒神山公園春まつり会場内 〈定員〉70ブース(先着順) 〈出店料〉1ブース500円 〈申込期間〉4月2日(月)~同20日(金)(必着) 〈申込先〉両生活環境課(〒522-0074 大東町2-28) ☎30-6116番、FAX27-0395番 ※往復はがきの往信の裏面に①住所②氏名③電話番号④出店品目⑤人数⑥搬入に使用する車両のナンバー⑦出店希望日を、返信の表面に①郵便番号②住所③氏名をそれぞれ書いて申し込んでください。 〈問い合わせ先〉夢畑実行委員会 ☎090-23357-6266番



彦根市身体障害者更生会 歩行訓練と親睦旅行

内容 身体障害者手帳を持つている人を対象に、歩行訓練と親睦を兼ねたバス旅行を実施します。〈日時〉6月9日(日) 彦根市内を午前7時30分に出発(詳しくはお問い合わせください) 〈行き先〉名古屋科学館、名古屋港水族館、愛知県名古屋市 〈対象〉市内在住の身体障害者手帳を有する人、その付添人 〈費用〉会員4,500円、会員以外6千円 〈申込期限〉4月13日(金) 〈その他〉年会費1,200円で入会できます。 〈申込問い合わせ先〉彦根市身体障害者更生会事務局(両障害者福祉センター内) ☎・FAX27-78008番(月、水、金曜日の午前9時~午後3時)





行事名	日時	場所	内容・問い合わせ先など
男性介護者のつどい 「彦根こんき会」	4月9日(月) 10:30~15:00	困市民交流センター (里根町) 図書学習室	認知症の家族を介護する男性同士で語り合ひましょう。気軽にご参加ください。途中からでも参加できます。 費用: 200円(昼食代は別途必要) 家族の会滋賀県支部(小宮さん) ☎080-3797-4530
介護家族のつどい 「ほっこり」	4月10日(火) 13:30~15:30	くすのきセンター (市立病院敷地内) 2階医療福祉推進ルーム	認知症などの家族を抱える介護者同士が、日頃の思いを共有したり、情報交換などをする会です。気軽にご参加ください。 費用: 200円(茶菓子代、初めて参加の人は無料) 困医療福祉推進課☎24-0828、FAX24-5870
街中サロン	4月12日(水)、同28日(土) 10:00~15:00	「minto」(株)川地工務店 (長曾根南町)	知的障害や発達障害のある人やその家族が、悩みなどを話して情報交換をする場です。気軽に参加し、みんなで交流しましょう。 NPO法人彦根育成会☎20-9114、FAX49-9115
元気21歩こう会	4月21日(土) 9:00~10:30 (集合9:00)	千鳥ヶ丘公園駐車場 (平田町)	ぼたん桜を見ながら歩きましょう。 費用: 100円(保険代など) 「ひこね元気クラブ21」事務局(困健康推進課内) ☎080-2944-4281、FAX24-5870
彦根市の地域医療を守る会 第51回勉強会	4月21日(土) 10:00~11:30	市立病院 (八坂町) 医療情報センター	「薬の謎を考える〜クスリをリスクにしないために〜」をテーマに、薬剤師さんからお話を聞きます。 費用: 100円 彦根市の地域医療を守る会(川村さん)☎・FAX24-6300
スカーレット・ウインド・オーケストラ 第10回記念定期演奏会 「朱音祭」	4月22日(日) 14:00~ (開場13:15)	ひこね市文化プラザ (野瀬町) グランドホール	【曲目】蘇る火の鳥、雲海の詩、NHK大河ドラマ「おんな城主直虎」より天虎〜虎の女〜(ピアノ:中嶋 隼)、シング・シングほか ※入場無料、全席自由 スカーレット・ウインド・オーケストラ ☐ scarlettwo@yahoo.co.jp
がん患者サロン 「りらく彦根」	4月24日(火) 13:00~15:00	市立病院 (八坂町) 3階講堂	がん患者やその家族の交流の場です。がん向き合っている人同士だからわかり合える思いを共有しましょう。 市立病院がん相談支援センター☎22-6050(代表)、 ☐ gansoudan@municipal-hp.hikone.shiga.jp

子ども読書の日記念 春のおはなし会



内容 絵本の読み聞かせ、手遊び、読書ノート作り
日時 4月28日(土) 10:30~11:30
場所 市立図書館(尾末町)第1集会室
対象 4歳以上の子どもと保護者
定員 20組(先着順)
持ち物 はさみ、のり、色ペン
申込開始日時 4月3日(火) 10:00~
※開館時間中に図書館の窓口か電話で申し込んでください。
問い合わせ先 市立図書館☎22-0649、FAX26-0300



消費生活センターつうしん

第108回

申込みをする前に チェックしよう

新年度は、「何か始めたい」「こんなことをしてみたい」と、塾やスポーツクラブ、習い事など新たな挑戦を考えることが多い時期です。申込みをする前に、契約内容を確認しましょう。いったん契約を結び、原則としてその契約内容を守らなければならず、一方的に契約をやめることはできません。

基本的なチェック

- ☐ 何をいくつ買うのか、どのようなサービスを受けるのか、明確ですか。
- ☐ 代金はいくらですか。そのほか、今後支払う費用はありますか。分割払いの場合、総額はいくらになりますか。
- ☐ 口頭で説明されたことや約束したことは、契約書に書かれていますか。
- ☐ 解約についての契約条項はありますか。違約金や損害賠償のことは書かれていますか。
- ☐ ネットショッピングなど通信販売では解約や返品ができるかどうかや、できる場合の条件について書かれていますか。
- ☐ 事業者の名称、住所、電話番号、代表者名は書かれていますか。
- ☐ 長期にわたる契約のチェック
 - ☐ 中途解約ができる契約ですか。
 - ☐ 契約書に中途解約する際の条件は書かれていますか。
 - ☐ 中途解約した場合の清算方法、違約金などについて確認しましたか。

彦根市消費生活センター

☎30-6144 (平日9:00~12:00、13:00~16:15)
※今後の相談に役立てるため、相談受付時に、氏名、住所、電話番号、性別、年齢、職業などの個人情報をお聞きします。差し支えない範囲でご協力をお願いします。

消費者ホットライン 局番なしの「188」

※メッセージの案内に従って、居住地の郵便番号を入力してください。最寄りの相談窓口につながります。

主催 彦根市・彦根市教育委員会

問い合わせ先 困教育委員会文化振興室☎23-7810、FAX21-3080

行事によっては定員に達している場合がありますので、彦根市ホームページをご覧ください。各団体にご確認ください。



行 事	期 間	時 間	会 場	入 場 料
彦根城博物館 テーマ展「柳桜をこきまぜて〜柳と桜のデザイン〜」	開催中~4月10日(火)	8:30~17:00(入館は16:30まで)	彦根城博物館	有料
第21回彦根エコーオーケストラ定期演奏会	4月1日(日)	14:00~(開場13:30)	文化プラザ・エコーホール	有料
あふみヴォーカルアンサンブル イースターコンサート2018 「春の訪れを合唱とチェンバロと共に」	4月1日(日)	14:00~(開場13:30)	文化プラザ・メッセホール	無料 (整理券)
大阪音楽大学出張講座 オペラ物知り講座 in ひこねVol.11「ばらの騎士」	4月8日(日)	14:00~(開場13:30)	文化プラザ・エコーホール	有料
彦根城博物館 特別公開「国宝・彦根屏風」	4月13日(金)~5月8日(火)	8:30~17:00(入館は16:30まで)	彦根城博物館	有料
第49回彦根洋画協会展	4月13日(金)~同15日(日)	9:30~17:00 (初日は9:00から、最終日は16:30まで)	市民会館・ギャラリー	無料
第63回彦根写真連盟展	4月19日(木)~同22日(日)	10:00~17:00(最終日は16:00まで)	市民会館・ギャラリー	無料
2018ダンシングギャラクシー滋賀	4月22日(日)	10:30~16:00	ひこね燦ばれず・多目的ホール	有料**
スカーレット・ウインド・オーケストラ 第10回記念定期演奏会「朱音祭」	4月22日(日)	14:00~(開場13:15)	文化プラザ・グランドホール	無料
彦根JOYジュニアオーケストラ 第12回コンサート	4月22日(日)	14:00~(開場13:30)	文化プラザ・エコーホール	無料
彦根おやこ劇場 第113回例会「火曜日のごちそうはひきがえる」&十才式	4月22日(日)	18:20~(開場18:00)	文化プラザ・メッセホール	無料 (会員制)
ひこね演劇鑑賞会 劇団NLTプロデュース「しあわせの雨傘」公演	4月24日(火)	18:30~(開場18:00)	文化プラザ・グランドホール	無料 (会員制)
花塚祭と翠香流いけ花展	4月29日(日祝)	9:00~17:00	市民会館・ギャラリー	無料
彦根児童合唱団 第50回定期演奏会	4月29日(日祝)	13:30~(開場13:00)	文化プラザ・エコーホール	無料
近江の春 びわ湖クラシック音楽祭2018 「びわ湖ホール声楽アンサンブル」彦根公演	4月30日(月振)	14:00~(開場13:30)	文化プラザ・エコーホール	有料

** 観戦は中学生以下が無料、同伴の保護者も1名は無料です。

4月10日(火)まで

「柳桜をこきまぜて 一柳と桜のデザイン」
「見渡せば柳桜をこきまぜて」というように、春を彩る花木として和歌にも詠まれた柳と桜。美術工芸品に見る柳と桜の競演をお楽しみください。

4月13日(金)~5月8日(火)

「国宝・彦根屏風」

近世初期風俗画の傑作、国宝・彦根屏風を特別公開します。



▲風俗図 (彦根屏風)

ギャラリートーク

4月14日(土) 11:00~11:30、14:00~14:30

※事前申込:不要 場所:講堂・展示室1(講堂に集合)

観覧料が必要

— 常設展示の名品 —

常設展示「ほんものとの出会い」では、譜代大名筆頭・井伊家に伝来した名宝を中心に展示を行っています。



4月11日(水)~6月11日(月)

「埋木象文硯箱(小川破笠作)」

埋木材(うもれぎざい)に金属粉を蒔(ま)き、色絵の陶板を嵌入(かんこゆう)して象の図柄を表した硯箱。箱内には、瓢箪(ひょうたん)形の硯と夕顔形の水滴が据えられています。

小川破笠は、江戸時代中期に江戸で活躍した漆芸師です。



埋木象文硯箱▶

■4月10日(火)~同12日(木)は展示替えのため一部閉室しています。

チケットのお申し込み、お問い合わせは
チケットセンター ☎27-5200 (9:00~19:00)
インターネットでも購入いただけます。 <https://bunpla.jp/>

文化プラザだより

9月16日(日) 13:30 / 16:30 グランドホール

しまじろうコンサート

「たんけん!うみのワンダーランド」



お子さまとしまじろうが協力して進む、参加型のストーリー! 声を出したり、応援したりして、一緒に探検している気分で思わず夢中に! 「ドレミのうた」など、おなじみの歌・ダンスがたくさん登場し、思いっきり体を動かしながら、全身で楽しめます。

【5月20日(日) 9:00~ 予約開始】

ひこね市文化プラザ特別価格 3,000円

※3歳以上有料。3歳未満は保護者1人につき子ども1人まで膝上無料(席が必要な場合は有料)。
※友の会会員先行発売あり
詳細は当館までお問い合わせください。

【各公演 発売初日の予約の取り扱い】

※電話予約・インターネット予約のみの受付となります。
※窓口でのチケット引き取り・販売は翌開館日から承ります。

エコーホール
ピアノメンバー募集!!

エコーホールの優れた建築音響で、外国製フルコンサートピアノを使用した練習をしてみませんか(メンバー登録制)。

【登録期間】 初回登録日~3月末日

【登録資格】 小学生以上のピアノ演奏家、学習者、愛好者
※小・中学生は保護者同伴

【登録料】 2,000円

【使用可能日】 指定日の9:00~21:00(月に3~4回)

【使用ピアノ】 スタインウェイ 274、ベーゼンドルファー D275

【利用料金】

1時間: 3,500円、1時間30分: 4,500円

2時間: 5,000円、2時間30分: 6,000円

3時間: 7,000円

※ホール、空調、照明、ピアノ料金を含む

【申込方法】

ひこね市文化プラザに設置してある募集チラシよりお申し込みください。ひこね市文化プラザのホームページからもダウンロードいただけます。



◎表記のチケット価格は、全て税込価格です。

4月の休館日 2日(月)、9日(月)、16日(月)、23日(月)

とまきの玉手箱

博物館からのメッセージ

井伊直幸、家格復興への思い

大名の身分序列を示すものに官位があります。官位とは、もとは古代の律令制下における官人の序列制度で、職(官職)と位(位階)からなります。江戸時代でも、官位は江戸城の席次、大名の序列を決定する重要なものでした。本来、大名の官位は家柄により固定的なものでしたが、勤王を賞しての昇進がしばしば行われ、大名から將軍側近らへの昇進願いが出されることもありました。

彦根藩井伊家10代当主直幸(1731~1789)は、家格意識が高く、他大名との序列をあらわす官位の上昇や、將軍家の儀礼で特別な御用を勤めることに腐心しました。直幸は大老職を勤めた4代直興以降、その後の当主の官位が井伊家の家格に見合っていないとの認識を持っており、井伊家の家格復興への強い意欲から、井伊家とほぼ同じ家格の家である会津藩主松平容頌と官位昇進を競いました。

宝暦10年(1760)9月、直幸は、將軍の代理として上洛する「京都上使」を勤めました。この重要な役を勤めた褒美として、官位が従四位下侍従から従四位下左近衛少将へと昇進されました。実は、直幸は同年3月に京都上使役を容頌とともに勤めるはずでしたが、養父の重病のため役を返上していました。結果、容頌が先に少将に昇進して兩名の序列が逆転したのです。その後、直幸も少将に昇進されたとはいえ、同格の家大名に先んじられたことは、家格を重視する直幸にとって屈辱的なことであつたと思われれます。

容頌に官位を追い越された直幸は、次に官位昇進が可能な機会に、それを逆転すべく老中らに働きかけます。その機会となったのが、將軍家の跡継ぎ(若君)が宮参りした帰りに井伊家屋敷に立ち寄るのを迎えた御用(若君御成)でした(写真)。この御用は、徳川家筆頭家臣である井伊家のみが勤める役であり、直幸は老中松平輝高に働きかけて、容頌より上位の官位となる従四位上左近衛少将に昇進したのです。

直幸の官位は、最終的に正四位上左近衛中将にまで昇進しました。井伊家歴代は2代直孝の例により、この官位まで昇進できたからです。安永7年(1778)に正四位上に昇進したのは、家格の勤め向きを残らず勤め、50歳に達したからということですが、年齢が昇進の理由となるのは井伊家の先例にはなく、他家の実例を参照して老中らに願った結果のようです。

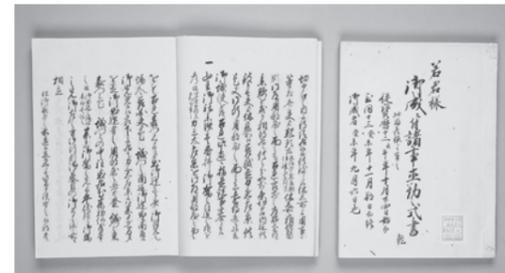


写真:若君御成宮参帰途御成二付諸事直勤之式書(坤)

また、直幸は、幕府御用を記した「式書」の整備にも尽力しました。式書とは、井伊家当主が幕府行事に臨んだ際の行動記録です。行事ごとに当主の行為などを記録したもので、後代に同様の式に臨む際、先例として活用するために作成されました。江戸時代中期以降、幕府では大名の処遇など諸事にわたり先例を重視するようになったため、大名家側では熱心に先例を記録したので

伊家歴代は2代直孝の例により、この官位まで昇進できたからです。安永7年(1778)に正四位上に昇進したのは、家格の勤め向きを残らず勤め、50歳に達したからということですが、年齢が昇進の理由となるのは井伊家の先例にはなく、他家の実例を参照して老中らに願った結果のようです。

一環であつたと考えられます。天明4年(1784)11月28日、直幸は大老職に就任しました。すでに前年、行事の際には江戸城内の老中の執務室「御用部屋」に入ることのできる「御用部屋入り」という立場に就いており、これは大老職の前段階とみなすことができます。大老職に就任した直幸は、4代直興が就いた家格にまで再び到達したという思いを抱いたことでしょう。

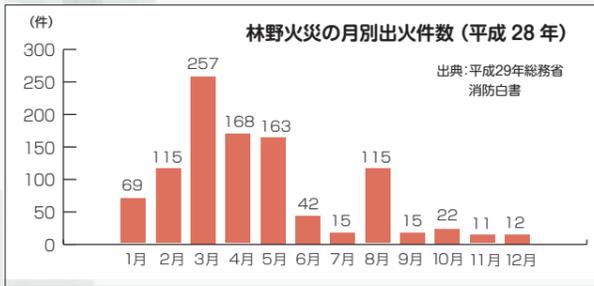
(彦根城博物館学芸員 太田黒真美)



消防だより

彦根市消防本部予防課 ☎22-0332・FAX22-9427

原因の多くは人為的なものが多いです。次に「放火（疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、林野火災の多くは人為的なものが多いです。



林野火災を未然に防ぐ 6つのポイント

- ① 枯草などがある火災が起こりやすい場所では、たき火をしない
- ② 喫煙は指定された場所で行い、吸い殻は消して、投げ捨てない
- ③ バーベキューなど火気を使用する場合は、指定された場所で行い、使用後は完全に消火する
- ④ 各自のごみは、指定された場所に捨てるか持ち帰る
- ⑤ 火気を使用する場合は、周囲の状況に注意して、消火用の水などを必ず準備する
- ⑥ 強風時および乾燥時には、たき火や火入れをしない

森林は、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素を吸収し、生命に必要な酸素を供給する貴重な資源です。一度焼失してしまうと、その回復には長い年月と多くの労力が必要です。

林野火災は皆さん一人ひとりの注意で防ぐことができます。貴重な人命や財産を火災から守るため、林野での火気の取り扱いに注意しましょう。

大切な森林を火災から守ろう！

春は山火事の季節

毎年、春は山火事（林野火災）が多発する時期です。春の山は枯葉が地上に積もり、下草も乾燥しています。また降水量が少なく、空気が乾燥し、季節風が吹くなど林野火災が発生しやすい条件が揃っています。さらに、田畑では火入れが行われるほか、山菜採りやトレッキングなど、入山する機会が増えることが原因で、火災が多く発生していると考えられます。

原因の多くは人為的なもの

平成28年中の全国での林野火災の出火原因は、「たき火」が309件で全体の約30%を占めています。次に「放火（疑いを含む）」、「たばこ」の順となっており、

ナターリャの部屋

第45回



友達の輪

日本人は、友達や知り合いを増やしたいと思ったとき、どんなことをしているのでしょうか。多くの方はサークル活動に参加したり、習い事を始めたり、地域でボランティアをしたりするのではないかと思います。自らアクティブに行動することにより、さまざまな場所で繋がりが出来て、新しい「友達の輪」が生まれてくるのでしょうか。

一方、ブラジルでは、日本人のように「新しい輪を作る」ということよりも、「今ある輪を広げる」という傾向があるのではないかと、来日してから感じるようになりました。

学校の友達や職場の友達、地域の友達など、それぞれのグループの仲間がいて、その人たちとは別々に交わることがあるようですが、ブラジルではこういった付き合い方が少し異なる気がします。例えば、学校の友達が企画した集まりでは、その学校の人が会ったことのない友達を誘って一緒に遊びに行くこともあるし、パーティーなどを開く時には、家族のメンバーに加え、仕事の知り合いやサークルの友達などを招いて、

一緒に祝うことも普通に行われます。また、交際するパートナーが出来ると、すぐ家族にその人を紹介し、友達や職場の集まりにも一緒に参加することは珍しくありません。このように、ブラジル人は自分の知っている人をどんどん繋げていく傾向がありますので、新しい出会いも自然に増えます。もちろん、日本でも知人に友達を紹介することはあると思いますが、特別な理由がなくても互いに紹介し合うブラジルとは、少し違う感じがします。

また、日本では同窓会や自治会のような、ある共通点を持つ人の集まりがいろいろありますが、ブラジルではこういった集まりは比較的少ないです。このような集まりが多いのも、日本の社会の特徴が見られるのではないかと思います。

国によって社会の仕組みは異なっており、外国で身につけたコミュニケーションの取り方やマナーなどが日本では通用しない時もあるので、出会いの場がなく、友達を作るのに苦労している外国人もいるのではないかと思います。一方で、海外に行って、その国で友達が出来なかった日本人もきっといるでしょう。

このような違いを理解し、時には自分の見方を変える必要があるかもしれません。いずれにしても、人間は一人では生きていけないので、誰もが自分の友達の輪を広げていけたらいいですね。

【彦根市国際交流員 ナターリャ】

備えていますか？住宅用火災警報器

現在全ての住宅に、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。大切な我が家、大切な家族を火災から守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

すでに住宅用火災警報器を設置している家庭は、日頃の点検とお手入れを実施しましょう。住宅用火災警報器は10年を目安に本体ごと取り替えましょう。

<住宅用火災警報器の設置が義務付けられている場所>

- ▶ 寝室
- ▶ 寝室が2階などにある場合は、その階段上部

<取付位置>

- ▶ 壁または天井
- ※取付位置の詳細については、取扱説明書や各メーカーのホームページをご確認ください。彦根市ホームページにも掲載しています。



ご注意ください！
火災多発中



1月から、圏消防本部管内で、住宅が全焼する火災が続いています。おやすみ前、お出かけ前には、火の元をもう一度確認し、より一層の火災予防に皆さんのご協力をお願いします。

備えよう住宅用火災警報器
10年経ったら取り替えましょう！

救急車は限りある資源です
適正な利用にご理解・ご協力をお願いします！



▲ひこにゃんが目印です

あなたの暮らしを
ちょっとおたすけ

配達・訪問・送迎サービス情報冊子

「買い物おたすけ本」が完成しました

高齢者や障がいのある人など、買い物に不自由を感じている人を支援するため、市内で宅配や訪問などのサービスをしている店や事業所の情報をとりまとめて、買い物の手助けとなる「買い物おたすけ本」を作成しました。

設置場所 (社福)彦根市社会福祉協議会の窓口に設置しています。
※(社福)彦根市社会福祉協議会ホームページ(<http://www.hikone-shakyo.or.jp>)からもダウンロードができます。気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

(社福)彦根市社会福祉協議会地域福祉課(平田町670 圏福祉センター別館) ☎22-2821、FAX22-2841





健康だより

健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870

すくすく ベイビー



杉生 華か音ちゃん
(東沼波町)



疋田 結惟ちゃん
(三津屋町)



後藤 笑愛ちゃん
(川瀬馬場町)



藤本 葵ちゃん
(後三条町)

子育て世代包括支援センター

「子育てホットライン」が 新しくなります



4月から「子育てホットライン」は「子育て世代包括支援センター」として、**妊娠期からの相談も受け付けます**。助産師・保健師が妊娠期から子育て期までの不安や悩み、予防接種などの相談に応じます。気軽にお電話ください。

子育て世代包括支援センター

☎26-0192 (旧子育てホットライン)
月～金曜日 (祝日・年末・年始を除く)
8:30～17:15



ぴよぴよサロン

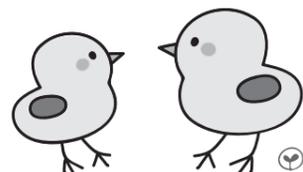
助産師を囲んで子育ての楽しさや悩みなど、何でも気軽に話しましょう。

日時 4月25日(水)
10:00～11:30
(受付9:45～10:00)

場所 くすのきセンター1階

対象 市内に住民登録のある2～3か月児とその保護者

持ち物 母子健康手帳、バスタオル(おくるみも可)



栄養相談

～低栄養予防の食生活アドバイス～

加齢に伴う心身のさまざまな変化などで栄養不足にならないためにも、この機会に相談してみませんか。

日時 5月21日(月) いずれも9:00～、10:30～
(予約制、各1人)

場所 くすのきセンター2階

※上記のテーマ・日時以外にも、さまざまな栄養相談を受け付けています。

..... < 広告欄 >

広報ひこねへの広告を募集しています

掲載料 1枠 3万円(1号あたり)
大きさ 縦 45.5mm 横 86mm
申込締切 原則、発行日の1か月前
※ホームページのバナー広告も募集中です。詳しくはお問い合わせください。
申込・問い合わせ先 秘書政策課 ☎30-6103、FAX22-1398

あなたの町の
補聴器専門店

彦根駅徒歩3分《彦根市役所東隣り》

新日本補聴器センター彦根店
☎0749-27-1533

午前9時～午後5時(定休日)日曜・祝日・第4土曜
彦根市旭町1-24 MTHA

駐車場完備 詳細はHPA! 彦根市役所 市民会館



健康だより

健康推進課(八坂町 市立病院敷地内・くすのきセンター2階)
☎24-0816、FAX24-5870

乳がん・子宮頸がん検診 (医療機関検診)

乳がん検診

対象 市内に住民登録を有する40歳以上の人(平成31年3月31日現在)

受診期限 平成31年3月30日(土)

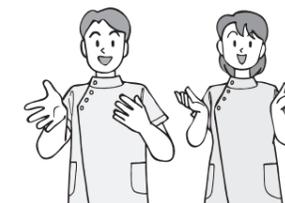
※予約受付期間は、医療機関によって異なります。お早めに予約してください。

検診項目

- ▶40～49歳 問診、マンモグラフィ(2方向)
- ▶50歳以上 問診、マンモグラフィ(1方向)

受診方法が変更しました

- ①指定医療機関へ電話で予約する
- ②検診料500円を持って受診する



※結果は受診した医療機関から直接届きます。

指定医療機関	電話番号	予約
KKCウエルネスひこね健診クリニック(駅東町)	☎050-3541-2265	必要
彦根市立病院(八坂町)健診センター	☎22-6058	
豊郷病院(犬上郡豊郷町)	☎35-3001	

※乳がん検診は、上記以外に滋賀県内の指定医療機関でも受診できるようになりました。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。健康推進課にお問い合わせください。

子宮頸がん検診

対象 市内に住民登録を有する20歳以上の人(平成31年3月31日現在)

受診期限 平成31年3月30日(土)

受診方法 検診料500円を持って、直接医療機関で受診してください。

指定医療機関	電話番号	予約
足立レディースクリニック(佐和町)	☎22-2155	不要
神野レディースクリニック(中央町)	☎22-6216	
神野レディースクリニックアリス(八坂町)	☎29-9025	
神野レディースクリニックソフィア(川瀬馬場町)	☎25-5566	
はやし婦人クリニック(竹ヶ鼻町)	☎26-0528	必要
彦根中央病院(西今町)	☎23-1211	
彦根市立病院(八坂町)健診センター	☎22-6058	
KKCウエルネスひこね健診クリニック(駅東町)	☎050-3541-2265	
山下医院(長曾根町)	☎24-5290	

※子宮頸がん検診は、上記以外に滋賀県内の指定産婦人科医療機関でも受診できます。詳しくは、彦根市ホームページをご覧ください。健康推進課にお問い合わせください。

乳がん・子宮頸がん検診は、2年に1回の検診です。集団検診を含めて、平成29年4月1日から平成30年3月31日の間に、彦根市の乳がん・子宮頸がん検診を受けた人は、今年度受診できません。ただし、がん検診無料クーポン券対象者は受診できます。

次の人は
検診料が無料になります

- ①市県民税非課税世帯の人(「健康診査受診料免除票」が必要です。印鑑をお持ちの上、健康推進課の窓口で申請してください)
 - ②生活保護法による被保護世帯の人(「生活保護受給証明書」が必要です。印鑑をお持ちの上、社会福祉課の窓口で申請してください)
 - ③一定の障害のある65～69歳の後期高齢者医療制度の加入者
 - ④がん検診無料クーポン券対象の人
 - ⑤検診当日、70歳以上の人
- ※受診後に、検診料の減免はできません。

次の人は彦根市の検診を
受診できません

乳がん・子宮頸がん検診

- ▶妊娠中の人、妊娠の可能性のある人
- ▶自覚症状のある人、乳房や婦人科の病気で治療中、経過観察中の人

乳がん検診

- ▶ペースメーカーを入れている人、豊胸術、形成術などをした人、脳室・腹腔シャント手術をした人、授乳中の人(断乳後、6か月未満の人を含む)

子宮頸がん検診

- ▶生理中の人、子宮を全摘出した人



話題のひろば

春の訪れを告げる「こも外し」と「酒絞り袋の洗い汁散布」が行われました

3月6日、彦根城内（いろは松や金亀児童公園など）の松を害虫から守るために、昨年ひいの11月から巻かれていた「こも」を外す作業が、彦根城管理事務所の職員により行われました。

この「こも外し」は春先の「啓蟄 3月6日」のころに毎年実施され、春の訪れを告げる彦根城の季節の風物詩となっています。

また、同日には、松の活性化を目的に、酒絞り袋の洗い汁の散布も行われました。洗い汁をバケツで散布した場所からは、ほんのりとお酒の甘い香りが漂っていました。



彦根の文化芸術を担う子どもたちを表彰しました 「ひこね子ども文芸作品」特選受賞者表彰式 「ひこにゃん子ども文化芸術大賞」表彰式

3月10日、ひこね市文化プラザ（野瀬町）グラントホールで、「ひこね子ども文芸作品」と「ひこにゃん子ども文化芸術大賞」の表彰式が行われました（ひこね子ども文芸作品特選受賞者と作品は広報ひこね3月15日号に掲載しています）。

ひこにゃん子ども文化芸術大賞は、年間を通じて、作文や絵画などのさまざまな文化芸術活動で優秀な成績をおさめた子どもたちを表彰し、今後の創作活動を応援するために設けています。今年度は、小学生80人、中学生50人の合計130人が受賞し、受賞者には表彰状と記念メダルを贈呈しました。表彰式ではひこにゃんも駆けつけ、受賞者と一緒に記念写真を撮りました。



桜色の季節

今月の表紙

暖かな春がやってきました。さまざまな場所で桜が美しく色づき、市内が淡いピンク色に染まり始める頃です。この桜色の季節を、お花見などで思い思いに楽しみましょう。



人口と世帯数

平成30年3月1日現在

人口	112,636人 (-102)
男	55,833人 (-11)
女	56,803人 (-91)
世帯数	46,978世帯 (-45)

() 内は前月との比較